

### 介護給付適正化情報誌

**Vol. 1** 

# ●掲載内容

TOPIC1 教えて!生活援助の考え方!

TOPIC2 ケアマネジャー応援事業について

TOPIC3 介護保険課長から皆さんへ一言

TOPIC4 介護保険課からのお知らせ





### 発行のごあいさつ

日頃より町田市の介護保険事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。 介護給付費を過不足なく、皆さんに適正に給付していくために、町田市では介護給付の 適正化事業を行っております。

しかし、町田市の介護サービスの利用人数は約1万5千人となっております。行政の適正 化事業だけでなく、皆さん一人一人が適正なケアプランを作成していただくことが一番大 切です。

### ~適正化の最前線はケアマネジャーの皆さんです!~

この「きゅうふさぷり」はそんなケアマネジャーの皆さんが適正なプランを作成する上で、 考え方の一助になればと思い、発行させていただきますので、ご一読のほどよろしくお願い いたします。

# 教えて!生活援助の考え方!



### 軽度者の生活援助について見直し開始!!

平成27年10月9日に行われた財政制度分科会の検討事項のひとつとして、「軽度者(要介護1・2)に対する生活援助の原則自己負担化」が挙げられました。介護給付費が右肩上がりに上昇する中、制度の持続可能性を確保し次世代への負担の先送りを拡大させないための取り組みとされており、現在、社会保障審議会・介護保険部会にて議論が行われております。

### <町田市の生活援助にかかるサービス費用>

町田市における最新のひと月あたりの、訪問介護サービス費全体は約1億8千万円となり、在宅で受けるサービスの中でデイサービスに次ぐ規模となっています。そのうち生活援助を含むサービス費用は約8千万円、生活援助のみのサービス費用は約4千万円となっています。

表1. 町田市における訪問介護サービス費(2015年11月利用分)※速報値

(単位:万円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
訪問介護サービス費	3,222	3,794	3,507	3,102	4,046	17,671
(生活援助含む)	2,093	2,097	1,665	980	672	7,507
(生活援助のみ)	1,538	1,295	843	332	101	4,109

### **── 生活援助の算定の考え方を整理しよう!!**

生活援助を算定するにあたっては、ケアマネジャーがアセスメントを通じて「利用者の自立支援のためにこのサービスが必要であるということ」を明確に導き出し、「なぜこの援助を本人や家族等(その他インフォーマルサービスを含む)が行うことが出来ないのか」という理由を分析するプロセスを経て検討することが大切です。

### STEP1 本人をアセスメント



- ●できる可能性がある生活行為を代行することでのIADLの低下に注意!
  - 全活環境の改善を検討し、本人の残存機能を活用することが重要!!
- ●「やったことがない」や「やりたくない」という理由では算定できません!



本人ができること、できないこと、できそうなことをアセスメントすることが重要!

### STEP2 家族をアセスメント

- 家族がいれば基本的には家族に行ってもらう!これが大原則!!家族へのアセスメントが重要!
- ●本人の聞き取りや家族の要望だけで判断していませんか!?
  - 家族へのアセスメントを行い、役割を明確にしましょう!!
- ●同居家族がいる場合は原則算定できません!

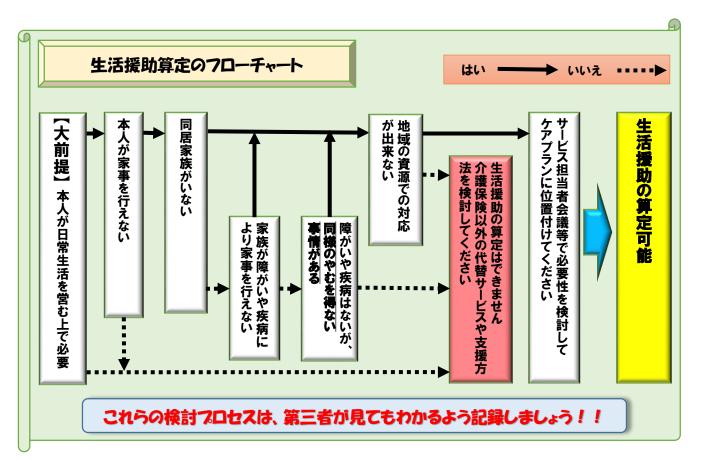


#### STEP3 地域資源をアセスメント

- 🙆 優先は社会資源!地域をアセスメントして地域資源を洗い出そう!!
- ●生活援助ありきのプランになっていませんか!?



食事であれば配食サービス、買い物であれば宅配サービス等の活用を検討しましょう!!



### 同居家族がいる場合の「やむを得ない事情」とは!?

### ~このようなケースが想定されます~

<介護負担により共倒れの危険性がある> <虐待により家事援助が見込めない>



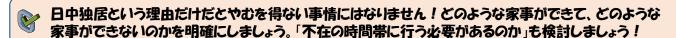


#### 同居家族とは!?

基本的には、同一敷地内 に住んでいる親族を同居 家族とします。

虐待の疑いがある場合 は必ず高齢者支援セン ターに相談しましょう!

やむを得ない事情として算定する場合は、家族のアセスメントがより重要です! 家族のアセスメントを行いこのままだと「どのような生活環境の悪化」が見込まれるかを予測しましょう!



やむを得ない理由で生活援助をケアプランに位置づけるときは、短期的に位置づけ、改善の方向に向け て働きかけを継続しましょう!!

### 生活援助の算定についての判断に迷ったときは!

- おずは事業所内で話し合い、サービス導入の妥当性を検討してください!
- ② それでも迷う場合は地域の主任ケアマネジャーや高齢者支援センターに相談しましょう!

町田市では地域での相談体制を構築するための取り組みを行っております!!そのひとつのケアマネジャー応援事業について次ページでご案内します!!

# ケアマネシャー応援事業について

町田市の介護保険課では、介護給付費が過不足なく市民に適正に配分されることを目的として、さまざまな適正化事業を行っています。

今回はその中のひとつである「ケアマネジャー応援事業」についてご紹介させていただきます。

### ─ ケアマネジャー応援事業ってなに!?

町田市では2013年11月から主任ケアマネジャーや高齢者支援センターと協力してケアマネジャー応援事業を実施しています。簡単に説明すると、介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上を目指し、自立支援の視点に基づいたケアプランが作成されるように勉強するものです。



### なんのためにやってるの?

では、なぜこんなことを行うかというと、昔は介護の終着点は、施設に入所することでした。しかし、地域包括ケアという観点から、いかに在宅生活を長く続けるか、在宅で最期を迎えるかという考え方に変わってきています。その要が介護支援専門員の作成するケアプランであるからです



### 一 町田市の取組状況

町田市では今まで3年間で70近くの事業所でケアマネジャー応援事業を実施してきました。これを受けた事業所ではケアプラン作成時における勉強になったなどの意見を多数いただいています。

### そもそも自立支援に基づいたケアプランとは?

ケアプランはサービス利用者の生活設計書であり、自立支援により自己実現を目指すためのものです。しかし、現状としては「御用聞き」や「サービスありき」といったケアプランが少なからずあります。

### ─ 最後に・・・リ・アセスメント支援シートを活用しましょう!

この問題に対し、東京都はリ・アセスメント支援シートというケアプランの見直しツールを作成しました。このシートは全てのケアプランに対して行うには作業量が多いものではありますが、支援に困っているなど問題がある方や振り返りを行うためのツールとして利用していただき、アセスメント力の向上に役立ていただくことが重要になります。

町田市でも2016年4月からのケアマネジャー応援事業で既存のチェックポイントシートから変更する予定ですので、一度、皆さんもリ・アセスメント支援シートを利用してみてください。

# 介護保険課長からケアマネジャーの皆さんへ一言

皆さんこんにちは。介護保険課長の鈴木です。 日頃より町田市の介護保険事業にご協力いただき誠にありがとうございます。

介護保険の財源は決して潤沢とは言えません。節度を持った行動が介護保険制度を維持することに繋がります。そのサービスが必要なのかどうか、適正な判断能力がケアマネジャーには求められており、それが適正に行われないと、介護保険制度の改悪、ひいては介護保険制度の破綻にもなりかわません。そんな状況だからこそ、適正化が必要だと私は考えています。地域との連携強化を図りながら地域資源の活用、フォローを行うことでその時、はじめて地域包括ケアシステムの構築がされるものだと思っています。町田市の介護保険事業の運営は皆さんの力あってこそです、今後ともよろしくお願いいたします。

# 介護保険課からのお知らせ

### 2016年2月27日に第5回町プロ (町田・安心して暮らせるまちづくり プロジェクト)多職種連携研修会 を開催しました

この研修会は、医療と介護の連携を促進するため、医療関係者や介護保険事業者等が集まり、グループワーク等を通じて、日頃からの業務で連携できる関係性を構築するために年2回実施しているものです。

今回の議題は、「救急車を呼ぶ場合は どのようなときか」について、医師会及び 東京消防庁から講師を派遣してもらい、 140名を超える関係者で、グループワー クを実施しました。

# 2016年1月14日に町田市介護 保険事業者合同連携会議を開催しました

この会議は、市内の事業者連絡会の 代表者が集まり、事業者間の連携を強 化することが目的の会議で、年1回開 催しています。

今回の議題は、2015年4月の介護報酬改定の影響やマイナンバーの取扱方法など、事業者間で影響が大きいことの情報共有や、事業者種別を越えた研修会の有益性や必要性について話し合いました。

### 介護保険関係の申請に マイナンバーが必要になりました!

2016年1月からマイナンバー制度が開始した影響で、介護保険の一部の申請時にマイナンバー確認が必要になりました。

詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

### 税金の申告はお済みですか?

負担限度額認定の申請などの際に障害者控除などの申告がもれていたなどの理由で、非該当となるケースが見受けられます。

お支払いいただく介護保険料が高くなってしま うこともありますので、控除の申告をお忘れにな らないよう、ご利用者様にご案内ください。

## スケジュール

### 2016年 2月中旬

高額医療・高額介護合算制度の勧奨通知の発送

高額医療・高額介護合算制度とは、世帯での1年間の医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた額を返還するものです。今回の対象期間は2014年8月1日から2015年7月31日までの1年間です。

対象の方に医療保険者から送付しています。

※申請・問い合わせ窓口は医療保険者になります。

# 給付適正化で!



<編集・発行元>

町田市介護保険課給付係 適正化担当

住所:町田市森野2-2-22 電話:042-724-4366